

海外在留邦人等の一時帰国時のワクチン接種事業(空港でのワクチン接種予約可能日の延長)

令和3年12月17日
在スラバヤ日本国総領事館

●羽田・成田空港で実施している海外在留邦人等向けワクチン接種事業の予約は、令和4年1月24日まで延長されました。

1 現在、羽田・成田空港で実施している海外在留邦人等向けワクチン接種事業については、予約のための特設サイト上において、これまで令和4年1月10日まで予約可能となっておりますが、昨今のオミクロン株の感染状況やそれに伴う指定施設待機、年末年始の帰国需要等を踏まえ、2週間延長され令和4年1月24日まで予約可能となりました。

2 水際対策強化に係る新たな措置により、一時待機施設が首都圏外になる場合もあるため、待機施設退所日の接種を希望した場合でも、空港に戻った時点で接種会場の開場時間に間に合わないことがあり得るため、予約当日の接種ができなかった場合は、コールセンターへの連絡により、架電日の翌日以降に予約を振り替えることも可能です。

3 詳細は、外務省海外安全HP内の特設サイトにて御確認ください
(<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/vaccine.html>)。

4 なお、一時帰国時の3回目の接種を含むその後のワクチン接種事業については、情報があり次第お知らせいたします。(了)